

板橋区立赤塚植物園の管理運営に係る指定管理者候補団体の選定に関する要綱
(令和6年4月24日区長決定)

(目的)

第1条 この要綱は、板橋区立赤塚植物園の管理運営に係る指定管理者となるべき団体（以下「候補団体」という。）の選定について、必要な事項を定めることを目的とする。

(選定委員会の設置)

第2条 候補団体を選定するため、板橋区立赤塚植物園指定管理者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織及び委員会の構成)

第3条 委員会は、区長が委嘱し、又は任命する委員5名をもって組織することとし、2名以上を施設利用者代表等の外部委員、その他を区職員とする。

2 委員会に委員長を置き、委員長は委員の互選により選出する。

3 委員長は、委員会を代表し会務を総理する。

4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員のうち委員長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命された日から候補団体を選定する年度末までとする。

(選定対象)

第5条 委員会は、東京都板橋区立公園条例（昭和36年東京都板橋区条例第12号。以下「公園条例」という。）第20条第2項の規定により申請のあった団体（以下「申請団体」という。）の中から候補団体の選定を行うものとする。

(委員会)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員長は、外部委員を含む委員定数の半数以上の委員の出席がなければ委員会を開くことができない。

3 委員長は、必要に応じ委員以外の者を委員会に出席させることができる。

4 委員会は、非公開とする。

(所轄事務)

第7条 委員会は、第10条の審査項目に従い、施設の管理を行わせるのに最も適当と認める団体を候補団体として選定し、区長に報告するものとする。

2 委員会は、前項の規定による選定及び報告以外の事項について、必要があると認めるときは、区長に意見を述べることができる。

(委員の責務)

第8条 委員は、公正かつ公平に審査を行わなければならない。

- 2 委員は、直接間接を問わず、申請団体による申請に関与してはならない。委員が当該申請に関与したことが判明したときは、委員会は委員が関与した申請団体を選考対象外とする。
- 3 委員は、審査の過程において知りえた情報を公表してはならない。ただし、区長及び委員会が公表した情報については、この限りではない。

(参加資格要件)

第9条 申請団体は、以下の項目を全て満たしているものとする。

- (1) 提案金額が参考価格の範囲内であること。
 - (2) 安定的な管理運営を行える経営基盤を有していること。
 - (3) 法人その他の団体又は複数の団体により構成されるグループであること。
 - (4) 団体又はその代表者が破産者で復権を得ない者でないこと。
 - (5) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
 - (6) 東京都板橋区競争入札参加有資格者指名停止要綱（平成17年3月31日区長決定）による指名停止を受けていないこと。
 - (7) 会社更生法に基づき、更生手続き開始の申し立てがなされていないこと。
 - (8) 民事再生法に基づき、再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。
 - (9) 税等を滞納していないこと。
 - (10) 地方自治法第244条の2の規定により、本区及び他の自治体から指定の取消し又は停止を受けていないこと。
 - (11) 労働基準法等の労働関係法令の違反により公訴、送検又は命令等の行政処分（是正勧告等の行政指導を除く。）を受けていないこと。
 - (12) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行っていないこと。
 - (13) 議員、区長及び副区長が、代表者その他の役員でないこと。ただし、区長及び副区長については、区が資本金その他これに準ずるものの2分の1以上を出資している団体は除くものとする。
 - (14) 提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
- 2 申請団体が協定締結までの間に前項に規定する参加資格要件を満たさなくなった場合は、その時点で参加資格を失い、その時点で候補団体となっていた場合はこれを取り消す。

(審査項目)

第10条 候補団体の選定は、公園条例第20条第3項に掲げる選定の基準に応じ、次の各号に定める審査項目により行うものとする。

- (1) 参加資格要件の有無
- (2) 民間能力の活用
- (3) 住民サービスの向上

- (4) 管理運営経費の節減
- (5) 団体の経営方針
- (6) 業務実績
- (7) 専門性
- (8) 行動規範

(庶務)

第 11 条 委員会の庶務は、土木部みどりと公園課が処理する。

(委任)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は土木部長が定める。

附則

この要綱は、区長決定の日から施行する。